

●令和6年度 監査テーマ 上下水道事業に係る財務事務の執行について

○包括外部監査の意見に対する改善について

第4 経営管理に関する監査の結果及び意見(個別事項)

1. 経営戦略における投資・財政計画について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
1	投資・財政計画のより一層の活用について <上下水道事業> 〔報告書64～66ページ〕	経営環境が急激に変化する現代において、上下水道事業の経営判断を専門家や市民等とともに適時に行っていくために、毎年度の決算を反映して更新(ローリング)した投資・財政計画を経営審議会への報告資料として活用するなど、投資・財政計画の更なる活用に向けた取組みを進めることが望まれる。	上下水道財務課(財務係)	毎年度の決算を反映した投資・財政計画の活用に取り組む。
2	人口推計の前提条件について <水道事業> 〔報告書66～67ページ〕	経営戦略における人口推計の前提条件について、市民・議会などの経営戦略の利用者に誤解を与えないような表現とるように検討されたい。	上下水道財務課(財務係)	経営戦略における人口推計については参考値である旨を記載しており、市民・議会などの経営戦略の利用者に誤解を与えないものではないと考えている。
3	長期前受金戻入の算定について 〔報告書67～68ページ〕	投資・財政計画の前提条件を確認したところ、長期前受金戻入の算定において、次のとおり、改善の余地がある事項が発見された。【投資・財政計画における長期前受金戻入の算定誤り等】○改善検討事項①<水道事業>：長期前受金戻入の残存価額と耐用年数について、固定資産種別に関わらず、残存価額 10%、耐用年数 50年で一律設定されている○改善検討事項②<下水道事業>：長期前受金戻入の対象財源について、一部の国庫補助金が長期前受金に計上されていない○改善検討事項③<上下水道事業>：資産減耗費に対応する長期前受金戻入について、資産減耗費に対応する長期前受金戻入の計上がされていない○改善検討事項④<上下水道事業>：特定収入に係る仮払消費税について、投資の財源(長期前受金)の税抜き処理がされていない改善検討事項⑤については計算誤りによるものであり、次回改定時においては修正されることが望ましい。その一方で、改善検討事項①・③・④については、一定の前提条件に基づいた試算という投資・財政計画の性質から、どこまで精緻に行うかは団体判断によるが、より実態に近い投資・財政計画策定のためには実務上可能な限り反映することが望ましい。そこで、次回見直し時において、長期前受金戻入の算定の前提条件と計算方法について改めて検討されたい。	上下水道財務課(財務係)	①長期前受金戻入の残存価額と耐用年数について、固定資産種別に関わらず、残存価額 10%、耐用年数 50年で一律設定されていることについては、次回改定時に対応を予定している。 ②長期前受金戻入の対象財源について、一部の国庫補助金が長期前受金に計上されていないことについては次回改定時に対応を予定している。 ③資産減耗費に対応する長期前受金戻入について、資産減耗費に対応する長期前受金戻入の計上がされていないこと④特定収入に係る仮払消費税について、投資の財源(長期前受金)の税抜き処理がされていないことについては、検討の結果、変更は行わない。

2. 経営戦略における目標及び事業の進捗管理について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
4	経営戦略における目標設定について <上下水道事業> 〔報告書69～72ページ〕	経営戦略は、投資財政計画という事業の持続可能性を測る「経営」の根幹たるものを含む計画であるため、財務面及び投資面それぞれに関する数値目標を選択・設定し、実績値とあわせて経営戦略に記載することが望ましい。	上下水道財務課(財務係)	上下水道局では、整備計画、経営戦略ともにビジョンの低位計画として位置付けており、投資と財源の整合を図り策定している。必要な指標の目標値や実績値等についてはその背景等を含めて記載しており、一覧性が十分でないとの意見であるが、投資計画、財源計画それぞれで記載していることで必要十分であると考えるが、次回策定時においては、よりわかりやすく、有効な指標及びその記載方法について検討を行う。
5	市の課題に対応した優先度に基づく投資計画の進捗管理について <上下水道事業> 〔報告書72～73ページ〕	経営戦略以外の各種計画を含めて経営上の目標指標として定められているものうち、水道事業における導水管耐震化率や送水管耐震化率及び下水道事業における主要な雨水幹線管渠の整備率など計画策定時からの進捗があまり見られない指標が見受けられた。水道事業及び下水道事業が直面する課題に対応しながら、優先度に基づく投資計画を推進していく必要があり、その進捗状況が分かるような指標と数値目標の設定に努められたい。	上下水道政策課	進捗状況が分かるような指標と数値目標の設定の検討を行う。

3. 経営戦略における経費回収率の向上に向けたロードマップについて

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
6	国が求める経費回収率の向上に向けたロードマップの記載要件への対応について <下水道事業> 〔報告書74～75ページ〕	外部財源の確保としての国庫補助金を確実に獲得し、市民負担を減らすために、近隣市町村の動向などの他事例も参考にしながら、ロードマップのより一層の充実を図られたい。	上下水道財務課(財務係)	現ロードマップにおいても交付金の交付要件に適合していることについては、大阪府に確認済み。

4. 官民連携(PPP/PFI)の推進について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
7	「ウォーターPPP」の導入推進について <下水道事業> 〔報告書76～78ページ〕	市では、「ウォーターPPP」の導入について、現状では具体的な検討が出来ていないが、下水道事業において、令和9年度以降も「社会资本整備総合交付金」の対象となる事業が発生する見通しであるため、情報収集や具体的な検討を早めに進めていく必要があるとしている。この点、大阪府流域下水道や近隣他団体との連携も含めて、より一層の具体的な検討を進めていくことが望まれる。	上下水道政策課	令和7年度に導入可能性調査を実施し、検討を進める。
8	中宮浄水場更新事業の進捗について <水道事業> 〔報告書79ページ〕	大地震の発生が近い将来想定されている状況下において当初の計画どおりの事業遂行をしていくことは望ましいとは考えられるが、無理のない工事を進めるための着実な事業遂行に向けて工期延長なども視野に本事業を受託している共同企業体と協議を行われたい。	浄水課	共同企業体と協議を行い適正な工期延期を行った。(令和7年2月14日)

5. 水道料金及び下水道使用料のあり方について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
9	人口減少社会により一層対応した料金体系への中長期的な移行について 〔報告書80～84ページ〕	(ア) 水道料金の見直し時期・水準等の検討について<水道事業>令和10年度に見込まれる当期純利益の赤字に対応すべく、水道料金の見直し時期・水準を検討することが望まれる。また、検討に際しては、収益性に加えて資金残高の確保や企業債水準の抑制といった視点に基づき行うとともに、次の料金見直し水準だけでなく、計画的な料金水準適正化の観点から、中長期的な料金水準のあり方についてできるだけ早期に検討を開始することが望まれる。	上下水道政策課 上下水道財務課(財務係)	【上下水道政策課】【上下水道財務課(財務係)】 5年ごとの経営戦略見直し時に中長期的な料金水準について確認・検討を行う。
		(イ) 経営環境の変化に強い料金(使用料)体系について<上下水道事業>料金(使用料)の見直しにあたっては、料金の総額だけでなく、特に基本料金(使用料)収入割合の向上という点から、基本料金と従量料金のバランスといった料金体系のあり方についても十分に検討し、経営環境が悪化するなかで有収水量減少の影響を受けにくい料金体系を実現することが望まれる。	上下水道政策課 上下水道財務課(営業料金係)	【上下水道政策課】【上下水道財務課(財務係)】 次回料金改定時に、基本料金と従量料金の適切な配賦割合について検討を行う。
		(ウ) 公平性を確保した水道料金使用料体系について<水道事業>現在の市の水道料金体系については、次の課題が見られる。料金体系のあり方についても十分に検討し、公平性の確保された料金体系を実現することが望まれる。① 口径13mm・口径20mm・口径25mmの使用料体系口径13mm・口径20mm・口径25mmについては、主に一般家庭を想定して同一の使用料体系が設定されているが、事業用利用が比較的多い口径25mmの従量料金については、異なる使用料体系の設定の検討が望まれる。② 口径40mm以上の従量料金の設定口径別に異なる従量料金が設定されていることから、本来は水の利用に応じて負担すべき従量料金が、同量の水を利用した場合であっても口径により大きな差が生じるものとなっている。利用者にも非常に複雑で、理解しにくい料金体系となっている。	上下水道政策課 上下水道財務課(営業料金係)	【上下水道政策課】【上下水道財務課(財務係)】 ① 次回料金改定時に、口径13mm・20mm・25mmごとの料金体系について検討を行う。 ② 次回料金改定時に、口径40mm以上の従量料金のあり方について検討を行う。
		(エ) 大口需要者割引制度の見直しについて<水道事業>次回の料金改定に併せて、目的と効果、公平性の確保といった観点から制度を検証し、見直されることを望まれる。なお、大口需要者の水需要の喚起や、地下水利用への移行抑止を目的とするのであれば、一定水量以上の利用者について従量料金単価を引き下げる連増連減型従量料金制度の導入や、地下水を主水源として利用しながら水道を予備水源として確保する利用者から適正な料金負担を求めるような基本料金の見直しといった水道料金体系の見直しにより実現を図ることも考えられる点に留意されたい。	上下水道政策課 上下水道財務課(営業料金係)	【上下水道政策課】【上下水道財務課(財務係)】 次回料金改定時に、大口需要者割引制度の見直しについて検討を行う。

第5 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見(個別事項)

1. 契約管理について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
10	特命随意契約の理由の公表について <上下水道事業> 〔報告書89ページ〕	情報公開の観点から、特命随意契約の理由についても市ホームページにおいて早期に公表できるように、市の契約検査課と協議して検討されたい。	全課 (上下水道総務課・契約検査課 で調整の上回答)	随意契約の案件名と相手方についてはホームページにおいて公表している。引き続き全庁的に、ホームページにおける公表に向け、随意契約理由の書き方についての整理を進めている。
11	業務委託契約書に係る仕様書の管理について <上下水道事業> 〔報告書90ページ〕	業務委託契約書の一部となっている仕様書を明示し、業務委託者及び受託者の権利義務を明確化するために、袋綴じその他の方法により契約書と仕様書を一体化し、業務委託者と受託者でその内容を共有することが望まれる。	全課 (上下水道総務課・契約検査課 で調整の上回答)	契約締結後に、図面、仕様書及びこれらに係る質問回答書をまとめて保存し、受注者に送付するとともに、その後発注した打合せ簿等も共有するよう運用を整理した。
12	特命随意契約の契約金額の妥当性の検証について <上下水道事業> 〔報告書92ページ〕	特命随意契約について、見積書のより詳細な内訳や明細の提示を求めたり、内部積算により価格の妥当性を検証する等により契約金額の妥当性を検証することが望まれる。	上下水道財務課(財務係) 浄水課	【浄水課】 見積書の詳細な内訳として、経費を記入してもらい、基準値(国、大阪府等)から算出される経費と比較し、見積書の内訳の妥当性を確認している。 【上下水道財務課(財務係)】 次回契約時には、より詳細な内訳等の提示を求め、必要な業務内容が反映されているか等を含め、検証を行う。
13	エレベータ点検委託業者の選定について <水道事業> 〔報告書92ページ〕	複数業者による受注可能性が考えられるため、入札や見積り合わせにより業者を選定することが望まれる。	浄水課	次回発注時(令和9年度)までに、ヒアリングの実施など業務委託仕様書に記載の業務内容を実施可能な業者の有無について、調査するなど、入札や見積り合わせによる業者選定を検討する。
14	宿日直業務委託の委託業者の選定について <水道事業> 〔報告書92～94ページ〕	本件業務については、業務委託開始年度より他業者への見積り合わせを行った実績はなく、随意契約を締結しているとのことであるが、見積り合わせや入札による業者の選定も検討することが望まれる。	上下水道保全課	大阪府内15市を対象に水道漏水修繕に係る宿日直業務や漏水修繕委託業務の発注状況についてアンケート調査を実施し、見積り合わせや入札による業者の選定方法について他市の事例を参考に検討を進めている。
15	事後調査業務の委託業者の選定について <下水道事業> 〔報告書94ページ〕	家屋の事前調査業務を委託した場合には、事後調査業務も委託することが前提となっていることから、事前調査業務に係る委託業者を選定する際に、事後調査業務も含めて業者を選定することが望まれる。	下水道整備課	令和7年度から家屋調査を発注する際には、事前調査と事後調査を合わせた業務としている。

2. 固定資産及び棚卸資産の管理について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R7.4末現在)
16	建設仮勘定の滞留について <上下水道事業> 〔報告書95ページ〕	今後工事実施の見込みが乏しいものについて精査したうえで、建設仮勘定から取崩し、特別損失等として会計処理されたい。	上下水道財務課(財務係)	令和7年度当初予算策定時に建設仮勘定の実施見込みについて確認し精査した。

### 3. その他の会計処理について

No.	項目	監査の意見（要旨）	担当部署	意見への対応（R7.4末現在）
17	収益的支出か資本的支出か判別が困難な委託業務の会計処理について <上下水道事業> 〔報告書96ページ〕	収益的支出か資本的支出かの判別が困難な業務委託内容については、業務マニュアル等により会計処理方法を明確化し、上下水道局としてのノウハウを伝承するとともに継続した方法を採用することが望まれる。	上下水道財務課（財務係）	収益的支出か資本的支出かの判別については、それぞれの事業内容により判断する必要があることから、画一的な判断基準等マニュアル化することは困難であると考えながら、基本的知識の習得により、統一的、継続的な判断が行えるようノウハウを継承していく。
18	修繕引当金の計上について <上下水道事業> 〔報告書96～97ページ〕	引当金の計上要件である「金額を合理的に見積る」ことが難しい修繕引当金の計上について、その要否を改めて検討されたい。また、修繕引当金の計上を取りやめる場合には、未執行の修繕等について予算の繰越が必要になると考えられ、他団体においても活用されている地方公営企業法第26条第2項による事故繰越を用いる等の対応を講じることが望まれる。	上下水道財務課（財務係）	引当金については、現在も設計ベースで合理的に引当額を見込んでいる。事故繰越は年度内に支出の原因となる契約行為をし、避けがたい事故のため支払い義務が生じなかった場合に生じるものであるため採用できない。
19	一般会計繰入金計上区分について <下水道事業> 〔報告書98～99ページ〕	営業収益と営業外収益との計上区分が自治体ごとに異なると、営業損益と経常損益の利益区分の金額に入り繰りが生じることになり、財務の状況を適正に比較できなくなる恐れがある。そのため、一般会計からの繰入金について営業収益と営業外収益の区分をあらためて検討されたい。	上下水道財務課（財務係）	令和7年度当初予算において雨水処理負担金以外の繰入金について営業外収益に変更済み。

### 5. 消費税の確定申告について

No.	項目	監査の意見（要旨）	担当部署	意見への対応（R7.4末現在）
20	企業債償還金等に係る一般会計繰入金の会計処理について <下水道事業> 〔報告書101～103ページ〕	管渠など固定資産の老朽化が進み、更新投資による資金需要が増大していくことが見込まれる中において、少しでも市民負担を減らすために、より一層の財源確保を検討することは重要性を増している。地方公営企業法第17条の2に基づき、企業債償還金に係る一般会計繰入金を出資金として収入することを改めて検討されたい。	上下水道財務課（財務係）	これまで他会計負担金として特定収入としていた雨水建設費に係る繰入金等、約6億円について、令和6年度3月定例会議において他会計出資金とする補正予算を計上して対応した。
21	特定収入の用途の整理について <水道事業> 〔報告書103～104ページ〕	今後の財源確保のため、一般会計繰入金の用途の整理方法について財源確保の面から改めて検討されたい。	上下水道財務課（財務係）	福祉減免等に係る繰入金は、消費税法が施行されて以来、税務署と協議の上、用途の特定について一定の基準をもって整理してきた経過があり、納税計算上見直しは困難なため対応しない。
22	決算・消費税確定申告作業の簡素化とノウハウ向上、引継ぎについて <上下水道事業> 〔報告書104～105ページ〕	決算・消費税確定申告作業の理解可能性が向上するように消費税計算シートや決算作業シートを分かりやすく抜本的に作り変え、決算・消費税確定申告作業を簡素化されたい。また、同時に担当職員のノウハウ向上、引継ぎ体制についても検討されたい。	上下水道財務課（財務係）	消費税計算シートについては、初任者であっても順を追って作業ができるような仕組みとしており、作成作業により理解を深め、ノウハウ向上を図っている。このため、簡素化は考えていないが、計算シートの作業手順書を別途作成し、併せて使用していくこととした。
23	免税事業者等との取引による市の消費税額の負担増について <上下水道事業> 〔報告書105～106ページ〕	今後、消費税負担の影響額が増大していく可能性に鑑みると、消費税納税義務のある上下水道事業においては免税事業者等の小規模事業者以外にも広く入札・見積り参加者を募るなど、インボイス制度を踏まえた対応方針について検討されたい。	上下水道総務課 （上下水道総務課・契約検査課 で調整の上回答）	現在、特定の事業者に限ることがないよう、広く選定して見積もり参加者を募っているため、非該当。

### 6. 情報セキュリティについて

No.	項目	監査の意見（要旨）	担当部署	意見への対応（R7.4末現在）
24	システムの各種ログの取得、点検等について <上下水道事業> 〔報告書108ページ〕	財務会計システム以外のシステムについても「枚方市情報セキュリティポリシー」に則り、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析の実施を検討されたい。	上下水道財務課（営業料金係） 上水道工務課 下水道施設維持課 下水道整備課 下水道管理課	【上下水道財務課（営業料金係）】 「枚方市情報セキュリティポリシー」に則り、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無についてはシステム保守点検時に点検又は分析を行う。 【下水道管理課】 システム保守会社の保守作業時にシステムログ等を確認してまいります。 【下水道施設維持課】 雨水ポンプ場遠方監視システムについては、専用回線で繋がっている。システムを操作する場所は、職員が不在となる夜間等は施錠されており、第三者等の進入は出来ないようになっている。また、故障等、問題が発生すると、システム担当者に通報されるようになっている。 【下水道整備課】 積算システムに保存されているログを活用し、必要に応じて点検を実施する。 【上水道工務課】 水道工事設計積算・CADシステムについては、各端末で異常があればその時の操作ログが保存されるため、その場合は保守業者に確認する連絡体制表を作成した。
25	情報セキュリティ対策に対する監査結果への対応について <下水道事業> 〔報告書108～110ページ〕	システム担当者以外が自由に閲覧できない環境でID及びパスワードを保管することが望まれる。	下水道施設維持課	雨水ポンプ場遠方監視システムについては、専用回線で繋がっている。システムを操作する場所は、職員が不在となる夜間等は施錠されており、第三者等の進入は出来ないようになっている。また、故障等、問題が発生すると、システム担当者に通報されるようになっている。